

# 沖縄県立看護大学附属図書館 除籍基準

(平成20年7月14日図書館長決裁)

## 1 趣旨

「沖縄県立看護大学附属図書館運営規程」第23条第2項及び同第3項並びに第25条の規定に基づき、除籍に関する必要な事項を定めるものとする。

## 2 除籍の定義・目的

除籍とは、破損その他の理由で保管記録及び蔵書から除去する業務をいう。除籍は、蔵書の基準を維持するため、破損及び回収不能等の図書資料について、蔵書を更新し、より有効的な利用状態を図るために行うものとする。

## 3 除籍の区分

次に掲げる場合は、除籍することができる。

### (1) 汚損・破損

図書資料の汚損・破損・切り取り等が甚だしく使用に耐えない、あるいは、修理製本ができない場合

### (2) 亡失

次のような事情により、図書資料が亡失したとき、又は亡失したと認められた場合  
イ. 図書資料の点検において、2回所在不明である場合（不明）  
ロ. 貸出をした図書資料が、1年を経過し回収不能となった場合（回収不能）  
ハ. 不時の事故、災害、その他により図書資料を亡失した場合（その他）

### (3) 不用

図書資料の利用価値が少なく、内容が古くなり、かつ文化財としても保存する必要がないと認められる場合

### (4) 所管換

他の所属の物品管理者に、管理の責任を移した場合

### (5) 数量更正

合冊または分冊して資料を数量変更した場合、もとの資料について行う。

## 4 除籍の手続

### (1) 除籍候補一覧

除籍の対象資料については、除籍候補一覧を作成し、これには登録番号・書名・請求記号・受入年月日・受入価格・配架場所・除籍理由を記載する。

### (2) 決裁

上記「除籍候補一覧」について、附属図書館運営委員会で検討した後、館長の決裁を受けることとする。

### (3) 処分の方法

上記手続きを経て、除籍データ一覧を作成し、当該図書を除籍し処分する。

### 附 則

この基準は、平成20年7月14日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成24年12月5日から施行する。